

## 鳥取県告示第71号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成22年2月12日から同月26日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び倉吉市役所（倉吉市葵町722）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成22年2月26日までに知事に意見書を提出することができる。

平成22年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
倉吉都市計画道路3・4・9号上井羽合線
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
倉吉市上井